国住事防第9号令和4年5月17日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課 建築物事故調查·防災対策室長<sub>(公印省略)</sub>

昇降機及び遊戯施設に係る人身事故等の情報提供について

日頃より国土交通行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昇降機及び遊戯施設に係る人身事故等の国土交通省への情報提供については、「昇降機、遊戯施設に係る事故防止のための対応の運用について」(平成24年3月6日付け国住昇第19号)、「遊戯施設に係る事故・不具合情報の早期報告の徹底について」(令和3年8月24日付け国住事防第4号)等により、お願いしているところです。

今般、これまでの事故事例等を踏まえ、その取扱いを下記のとおりとしましたので、 遺漏なく対応いただくようお願いします。

なお、貴管内の特定行政庁に対しても、この旨周知いただくようお願いします。

記

- 1. 次の場合には、国土交通省への情報提供をお願いします。
  - (1) 死亡又は医療施設における治療が通常必要と認められる人身事故が発生した場合とし、以下の場合を除きます。
    - 据え付けなど建設作業中のもの
    - ・昇降機又は遊戯施設の構造、維持保全又はその運行が原因でないことが明らか なもの
  - (2) (1) に掲げる程度の人身事故が生じるおそれのある事象が発生した場合とし、 具体的には下表の事象が発生した場合(通常時の点検により把握され、補修されたものを除く。) とします。

エレベーター	エスカレーター	遊戯施設
○ ○戸開走行	 ○逆走行等の異常動作	○逆走行等の異常動作
〇着床階の床レベル以外にかご	○踏段と手すりの不連動	○衝突
がある際の戸開き	   ○全体の脱落	   ○倒壊、崩壊
〇突き上げ、突き下げ	   〇踏段、主要な支持部分の破損	   ○客席部分(身体保持装置を含
│ │ ○かご、主要な支持部分の破損		した。 というは、主要な支持部分の破損
		   ○高架の遊戯施設における部材
		の落下
		  〇身体保持装置又は扉の装着漏
		   れ等
 ○安全装置の不作動	 ○安全装置の不作動	 ○安全装置の不作動
〇次の事象(※)	〇次の事象(※)	〇次の事象(※)
・駆動装置等の異常	・駆動装置等の異常	・駆動装置等の異常
・索、釣合おもりの脱落	・駆動チェーン、踏段チェー	・索、釣合おもりの脱落
〇発火	ンの脱落	〇発火
	〇発火	

<sup>※</sup>当該事象に対応した安全装置が正常に作動した場合は除く。

2. 1に該当しない場合でも、国土交通省から情報提供をお願いする場合がありますので、その際には対応をお願いします。